

パブリックコメントを実施した「福岡県ワンヘルス及び人獣共通感染症対策等の推進に関する条例(仮称/素案)」  
第2章(人獣共通感染症等対策の推進)に関していただいたご意見について

素案の第2章の各規定に対しましては、数多くのご意見を頂戴していますが、当県議会各会派からの意見やお寄せいただいたパブリックコメントでのご意見を踏まえ、第2章(第36(人獣共通感染症等への対応力強化)及び第37(アジアに向けた防疫拠点の形成)は除く。)は、今回頂戴しましたご意見も参考とさせていただきながら、さらに継続して検討することといたしました。

なお、お寄せいただいた主なご意見は次のとおりです。

素案の該当条項	主なご意見(要旨)
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症に対する個別具体的な施策を条例化する必要はない。</li> <li>○ 第1章と第2章は分離して別個の条例とすべきである。</li> <li>○ 県民が読んで理解しにくいものが多い。時間をかけて再検討することが必要である。</li> <li>○ (強制的な措置などは) 県民を経済的にも精神的にも追い詰める。</li> </ul>
第17(定義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワンヘルスについてもっとわかりやすい説明が欲しい。</li> <li>○ 新型感染症は、新感染症等か新興感染症とすべきではないか。</li> <li>○ 新型感染症は、その病原体等が科学的に証明されたものだけを対象としてほしい。</li> </ul>
第18(専門委員の設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (専門委員の設置等は) 行政内部の事務分掌であり、条例での規定は不要。</li> <li>○ 専門委員を県民が推薦できることを求める。県外の専門家も推薦の対象にすべき。</li> </ul>
第19(人獣共通感染症等警戒体制の整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナの問題で1年近く経ても正確な現状把握がなされていないことを考えると、条例を根拠に早期の段階で警戒体制をとるのは非常に危険である。</li> </ul>
第20(新型感染症警報の発信等) 第23(対策本部の設置、特別警戒宣言の発令等) 第24(特別警戒措置の基準の公表及び改訂)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国と県の役割、(感染拡大の)各段階の(対応について)違いの整理が必要。混乱や過剰な対応が生じないようにすべき。</li> <li>○ (インフォデミック発生防止のために広報責任者を置き、正しい情報を伝えるとしている) 行政は情報の正確さについての確に判断することができないというのが現状である。</li> <li>○ 一本化された情報が誤っていると危険なので、いろんな情報をまんべんなく公報すべき。</li> <li>○ 専門委員は独任制とされているが、議決をとる形で発信できないのか。</li> </ul>
第21(新型感染症警報下における県民の責務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (手洗い等の対策は) マナーの問題であり、条例等で決めるものではない。</li> <li>○ 県民の生活の制約につながる。</li> <li>○ マスク着用を例外なく強制するのは人権侵害である。</li> <li>○ 過度の自粛要請による経済の落ち込みが問題である。</li> </ul>
第22(新型感染症警報下における事業者の責務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療関係者の責務を設け、患者受け入れ拒否に罰則を追加すべきである。</li> <li>○ 納得できる科学的根拠もないのに、無意味なものを用意させられ、コストは事業者負担となるのは納得できない。</li> </ul>
第24(特別警戒措置の基準の公表及び改訂) 第25(特別警戒措置実施協定の締結)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者が遵守すべきものとして特別警戒措置を規定していることと、協定締結しこれを支援することは矛盾しないか。</li> </ul>
第25(特別警戒措置実施協定の締結) 第26(協定事業者の登録、特別警戒措置の表示等) 第27(特別警戒措置実施事業者に対する支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協定締結等の事務の手間をわざわざ生じさせるものである。</li> <li>○ 協定締結事業者に支援するのではなく、全ての事業者を支援対象とした上、感染防止措置をとってもらうようにすべき。</li> <li>○ 支援はあまねく行うべきである。</li> </ul>
第28(県民生活及び事業活動との調整及び支援) 第29(新型感染症に関する検査の実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (事業活動への支援等や感染症の検査等は) 条例の規定によるのではなく、行政が必要に応じて計画、実施すべき事項である。</li> <li>○ 公費による検査の拡大をバス運転手など社会で必要不可欠な労働者に対しても行うべきである。</li> <li>○ 検査費用等を情報開示すべき。「必要な範囲において公費による検査の対象とする」とあるが、「必要な範囲」を具体的に示すべきである。</li> </ul>
第30(検査結果情報の一元的管理等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (検査結果情報の一元的管理は) 関係市町村との調整を行う必要がある。</li> <li>○ 情報漏洩の危険性があり一元化すべきではない。</li> </ul>
第31(感染者の報告義務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染経路に関する情報の報告義務については、どこまで県民に報告を求めるのか不明確であり、予測可能性を欠く。</li> <li>○ 正当な理由の有無をだれが判断するのか、基準もその手続も不明確である。</li> <li>○ 感染症法における調査は罰則を伴っておらず、条例で過料を科すことは感染症法の趣旨と矛盾抵触する。</li> <li>○ 未だ新型コロナウイルス感染症の患者等への差別的取扱いが存在する中であって、過料の制裁を規定することは社会的差別を助長する可能性がある。</li> <li>○ 差別、罰則事態に対する恐れから、かえって県民に検査を控える行動を誘発し、感染拡大防止という目的に反する結果を招く可能性がある。</li> <li>○ 個人情報保護、プライバシーの問題だ。</li> <li>○ 罰則をとるとなると県民は外出しなくなり経済が死ぬ。</li> <li>○ 感染者を二重に苦しめる行為である。</li> <li>○ 憲法(13条、19条、20条、31条、38条、94条)に違反する。</li> <li>○ 地方自治法、感染症法に違反する。</li> <li>○ PCR検査は感染の証明にならない。陽性者イコール感染者ではないので、この対策は合理性がない。</li> <li>○ 報告拒否に対しては、まず勧告を行い、それでも報告がない場合に過料を科すとしてはどうか。</li> <li>○ 報告拒否に罰則というのはやりすぎだ。インフルエンザの死者はコロナ以上に多い。コロナだけ特別扱いするのはおかしい。</li> <li>○ 期待可能性のない行為を強制するもので責任主義に反する。逆に疫学調査の円滑な実施を妨げる。</li> </ul>
第32(病床の確保、受入調整等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (病床の確保や受入調整等は) 条例の規定によるのではなく、行政が(必要に応じて自ら)計画、実施すべきである。</li> <li>○ 本条例と県の予防計画の整合を図るべきである。</li> </ul>
第33(医療機関及び医療従事者への支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県で備蓄しておく必要はない。税金の無駄になりうる。</li> </ul>
第34(感染者への指示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県において隔離できる場所は、原則、宿泊療養施設とすべきである。</li> <li>○ すでに感染症法で定められている内容で十分であり、条例で規定する必要はない。また、療養方法の選択権は確保されなければならない。</li> </ul>
第35(医療従事者、感染者等に対する差別等の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (医療従事者、感染者等に対する差別の禁止の措置については) 「不当な差別的取扱い」の定義を明確にしてほしい。知事の恣意的裁量で条例違反と判断されてしまう。</li> <li>○ 「差し止め、是正等の勧告」には実効性がない。(事実の公表等) 実効性を持たせる仕組みが必要である。</li> <li>○ 報告拒否は罰則があるのに差別した者に対しては何も罰則がない。差別を一層助長する。</li> </ul>